

議案第 30 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市
立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市立図書館の
設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 11 月 25 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び市川市
立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例
第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書中「平成 20 年条例第 39 号」の次に「。以下「図
書館条例」という。」を加える。

第 14 条第 1 項中「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例」を「図
書館条例」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 図書館条例第 9 条第 2 項第 2 号に該当するとき。

第 15 条の表区分の項中「数量」の次に「(現に館外貸出しを受けている図
書館資料及び図書館条例に基づく館外貸出しを受けている図書館資料の数量
を含む。)」を加え、同表個人の項中「無制限」を「20」に改める。

(市川市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 39

号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成6年条例第22号」の次に「。以下「生涯学習センター条例」という。」を加える。

第5条第1項ただし書中「市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」を「生涯学習センター条例」に改める。

第9条第1項中「市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例」を「生涯学習センター条例」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 生涯学習センター条例第14条第2項第2号に該当するとき。

第10条の表区分の項中「数量」の次に「(現に館外貸出しを受けている図書館資料及び生涯学習センター条例に基づく館外貸出しを受けている図書館資料の数量を含む。)」を加え、同表個人の項中「無制限」を「20」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例又は第2条の規定による改正前の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき20以上の数量の図書の館外貸出しを受けている個人は、その数量が20未満となるまでの間は、新たに第1条の規定による改正後の市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例及び第2条の規定による改正後の市川市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づく図書の館外貸出しを受けることができない。

理 由

図書のより有効な利用を図るため、個人利用者が館外貸出しを受けることができる図書の数量を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。